

無担保

無保証人

低金利

の融資制度

マル経資金のご案内

■ご利用いただける方（次の要件をすべて満たしている商工業者の方）

- ①常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の法人・個人事業主
- ②二本松市内で1年以上事業を営んでいる。
- ③所得税（法人税）、事業税、市県民税を期限内に完納している。
- ④あだたら商工会の経営指導を原則6ヵ月以上受けている。（非会員の方もお相談ください。）

ご融資限度額

2,000万円以内

利率

1.35%（平成26年10月10日現在）

ご返済期間

運転資金

7年以内（据置1年以内）

設備資金

10年以内（据置2年以内）

お申込に必要な書類

（お申込時にご用意いただく主な書類は次のとおりです。）

【個人営業の方】

- 前年、前々年の決算・確定申告書（控）
- 最近の試算表（決算後6ヵ月経過の場合）
- 所得税、事業税、市県民税の領収証または納税証明書
- 見積書（設備資金の場合）
- 実印

【法人営業の方】

- 前年、前々年の決算・確定申告書（控）
[別表及び内訳書]
 - 最近の試算表（決算後6ヵ月経過の場合）
 - 法人税、事業税、市県民税の領収証または納税証明書
 - 見積書（設備資金の場合）
 - 会社実印
- ※初回ご利用の方・・・法人の全部事項証明書（登記簿謄本）、法人、代表者名義の土地・建物の登記事項証明書（登記簿謄本）
- ※上記以外の書類が必要になる場合がございます。

※業種や事業規模及び過去のお取引内容によってはご利用できない場合があります。

その他いくつかの条件や制限がございます。詳細については下記までお問い合わせください。

《二本松市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金》

二本松市では、東日本大震災及び東京電力（株）福島第一・第二原子力発電所の事故により、事業活動に深刻な影響を受けている市内小規模事業者等の経営を支援するため「二本松市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金」を交付します。

- 対象となる資金 (株)日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金(マル経資金)
- 対象者 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、小規模事業者経営改善資金(マル経資金)の融資を受けた方
- 利子補給補助制度 融資を受けた日から1年間において支払うこととなる利子相当額の2分の1の額
- 繰上げ償還 融資を受けた日から1年以内に、補助金の交付を受けた資金を繰上償還した場合は、その日数に応じて交付を受けた補助金の一部を返還していただくこととなります。

お問合せ／あだたら商工会 安達振興センター TEL.(0243)23-5854
岩代振興センター TEL.(0243)55-2241
東和振興センター TEL.(0243)46-2702